

加古川市監査委員 中西 一人
加古川市監査委員 大塚 隆史
加古川市監査委員 森田 俊和
加古川市監査委員 木谷 万里

指定管理者監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日までに執行された、次の公の施設の管理運営に関する出納その他の事務

指定管理者	管理している施設	所管課
一般社団法人 加古川労働者福祉協議会	加古川市立勤労会館	商工労政課
地域産業振興センター運営協議会	加古川市立地域産業振興センター	商工労政課

2 監査の実施期間

平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日から平成 2 7 年 1 月 2 7 日まで

3 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理運営に関する出納その他の事務が法令等に基づき適正に執行されているかについて、関係課及び団体から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係者の説明を聴取して実施した。

4 指定管理者等の概要

(1) 加古川市立勤労会館

ア 指定管理者名 一般社団法人加古川労働者福祉協議会

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 勤労者の教養及び文化の向上を図るため、施設を利用させること
- (イ) 勤労者の福祉厚生及び健康増進を図るため、施設を利用させること
- (ウ) その他、会館の目的を達成するために必要な事業
- (エ) 会館の利用の許可に関する業務
- (オ) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (カ) その他会館の管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

エ 指定管理料

(ア) 平成25年度 15,776,000円

(イ) 平成26年度 16,070,000円

(2) 加古川市立地域産業振興センター

ア 指定管理者名 地域産業振興センター運営協議会

イ 指定管理者が行う業務

- (ア) 地域産業の振興に必要な事業のため、振興センターを利用させること
- (イ) 地域住民の生活文化の向上及び生活改善を図るため、振興センターを利用させること
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか必要な業務
- (エ) 振興センターの使用の許可に関する業務
- (オ) 振興センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (カ) その他振興センターの管理上市長が必要と認める業務

ウ 指定管理期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

エ 指定管理料

(ア) 平成25年度 5,691,000円

(イ) 平成26年度 5,821,000円

5 監査の結果

公の施設の管理運営に関する出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。